

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
令和3年度 金沢公共職業安定所 第2駐車場賃借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	個人 石川県金沢市小坂町中110番地	庁舎の慢性的な駐車場不足を解消するためには、別の駐車場の確保が必要不可欠であり、来所者の利便性及び駐車台数30台程度の条件を最適に満たす敷地は当敷地のみであり、契約の性質が競争を許すものではなく、会計法29条の3第4項に該当するため。	1,651,200	1,651,200	100.0%	-					-
令和3年度 石川労働局労働基準部労災補償課分室 事務室賃借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を当施設内に設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。 また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,883,200	3,883,200	100.0%	-					7220005000116
令和3年度 高齢者活躍人材確保育成事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 石川県金沢市芳齊1-15-15	高齢者がシルバー人材センターでの就業に必要な技能講習等の実施を実施するものであるところ、この技能講習は高齢者等雇用安定法において、シルバー人材センターが実施するものと定められている。石川県内において同法に基づくシルバー人材センターの指定を受けている団体は(公社)石川県シルバー人材センター連合会である。以上のことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	42,953,900	41,029,000	95.5%	-	公財	都道府県所管	1		8220005007358

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
令和3年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	本事業は、支援対象となる地域の、就業面と生活面の一体的かつ総合的な支援を提供するものであり、実施要綱第4の委託先の要件に示す基準に照らして、本事業の委託先として相応しいと認められるものに対し委託して実施することとなるが、その要件を満たすものとして、都道府県知事が推薦した団体が掲げられている。	28,885,654	28,843,325	99.9%						6220005001998
令和3年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 こまつ育成会 石川県小松市桜木町96-2	本事業の委託契約依頼先団体である、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会、社会福祉法人こまつ育成会及び社会福祉法人徳充会は、石川県知事から上記の推薦を受けた団体であり、各実施地域において実施要綱の要件を満たし、業務を実施しうる唯一の事業所である。また、当該団体については、公共職業安定所、地域障害者職業センターとの連携状況、当該地域における職業リハビリテーション計画等の状況について、石川障害者職業センターから意見をもらっており、実施要綱第6に規定する本事業の委託先として相応しいと認められる。	20,957,943	20,760,080	99.1%						9220005004313
令和3年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	社会福祉法人 徳充会 石川県七尾市青山町22	以上より、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に規定される「契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。	14,462,189	14,342,357	99.2%	-					4220005005175
雇用調整助成金臨時相談窓口 事務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	雇用調整助成金業務の大幅な増大に伴い、令和2年6月1日から当該ビルに事務室を設置しているが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。また、仮に移転とした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,237,600	3,237,600	100.0%	-					7220005000116

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の員数の数	公益法人の場合			備考	法人番号
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
雇用調整助成金一時書類保管室 事務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	雇用調整助成金業務の大幅な増大に伴い、令和2年6月1日から当該ビルに事務室を設置しているが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃賃料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。 また、仮に移転することした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,358,400	1,358,400	100.0%	-					7220005000116
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター 事務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年4月1日	株式会社 クラスコ 石川県金沢市西念4-24-21	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による休業に対する支援金センターとして、令和2年6月23日から当該ビルに設置しているが、仮に移転することした場合、移設費・工事費・現状回復費といった経費が必要となるため、同施設の継続賃借がより経済的であること、また、移転時に憂慮される個人情報漏えい事案の発生懸念等を総合的に検討し、引き続き同一ビルで契約することがより効果的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,678,664	3,678,664	100.0%	-					3220001004108
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター 事務室賃貸借	石川労働局 支出負担行為担当官 中嶋 未生 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和3年10月1日	株式会社 クラスコ 石川県金沢市西念4-24-21	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による休業に対する支援金センターとして、令和2年6月23日から当該ビルに設置しているが、仮に移転することした場合、移設費・工事費・現状回復費といった経費が必要となるため、同施設の継続賃借がより経済的であること、また、移転時に憂慮される個人情報漏えい事案の発生懸念等を総合的に検討し、引き続き同一ビルで契約することがより効果的であることから、会計法第29条の3第5項に該当するため。	3,678,664	3,678,664	100.0%	-					3220001004108

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。